

保存版

上尾市立芝川小学校

P T A 活動 ガイドブック

支え合い、思いやりの心を持ち、子どもたちを応援しよう
～ できる時に できる人が できることを ～



令和 6 年 1 月
上尾市立芝川小学校 P T A

「上尾市立芝川小学校 P T A 活動ガイドブック」の発行にあたり

インターネットで「PTA」と検索すると、たくさんの結果が表示されます。「面倒」「強制的」「人間関係が難しそう」など、どちらかと言えばP T A活動にネガティブな記事が多く見られます。そんなP T Aについて、保護者の皆様も様々な考え方、ご意見をお持ちのことと思います。

P T A活動に参加するようになると、学校を訪れる機会が多くなります。学校はお子様が1日のうちの長い時間を過ごす場所で、普段の学校がどのような所であるのかを親の目で見て知っておくことも貴重な時間のひとつです。

授業参観日ではない日に家庭とは違うお子様の表情やお友だちとの関係などを垣間見ることが出来て、我が子だけでなく児童の様子を見る良い機会にもなります。

保護者である大人にとっても、地域を知り人間関係を広げることに役立つので、P T A活動は、決して大変で面倒なだけの活動ではないと考えています。

ただし、P T Aはあくまでも任意で参加するボランティアの活動団体です。「できる人が、できるときに、できることを」が基本であり、活動を進めていく中においてこの基本が最も大切なことです。

さらにここ数年で見ますと、コロナ禍における活動制限や自粛を経て、芝川小もPTAのあり方そのものを大きく見直してきました。共働き世帯が大多数を占める中で、それぞれの負担を減らしながら学校活動のボランティアとして参加できるよう、PTA本部や専門部の仕事削減、オンライン化を進めているところです。

様々な家庭環境の子供たちが集う学校集団において、それぞれのご家庭の事情が存在します。人それぞれ感じる価値観が異なることも当然なことです。

このような中、参加をいただく方々がお互いの事情を尊重し合い、助け合う気持ちが自然と生まれるような環境・体制・仕組みがあつてこそ有意義なPTA活動が成り立つものと考えています。

P T A活動をする私たち保護者の視線の先には、必ず子どもたちの姿がありますが、一緒に活動する仲間の姿も、その視界にあることを忘れずに活動していかなければなりません。私たち保護者同士が、支え合いながら、楽しく活動する姿こそ、子どもたちに見てもらいたい大人の背中ではないでしょうか。

ぜひ、ガイドブックをご一読いただき、芝川小学校P T Aについてのご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

芝川小学校 PTA 会長

久能木 哲太郎

Index

「PTA活動ガイドブック」の発行にあたり

- 1 ㊦ 「PTA」って？
- 2 ㊦ 芝川小学校 PTA の組織
- 3 ㊦ PTA 会費
- 4 ㊦ ご協力をお願いしている事業
- 5 ㊦ 役員 の 選 出
- 7 ㊦ ...。 PTA の シ ゴ ト
- 8 ㊦ Topics しばピーナを紹介しませう
- 9 ㊦ Topics 芝川小の今と昔
- 10 ㊦ .. 専門部役員
文化教養部 / 広報活動部 / 校外環境部 / 学年理事部 /
地区理事部長 / おやじの会 / 専門部役員経験者の声
- 12 ㊦ .. 登下校の班編成と方法
- 14 ㊦ .. 通学路図 (しらこばと・町谷・久保)
- 15 ㊦ .. 通学路図 (緑丘4・緑丘5・錦町・東団地・西門前)
- 16 ㊦ .. 芝川小学校通学区図
- 17 ㊦ .. 旗当番位置図

- 18 ㊦ . 登校時の旗当番
 - ② .. カトリック上尾教会前交差点
 - ② 中山道矢部歯科医院前交差点
 - ③ しらこばと団地内遊歩道ビバホーム南側入口前横断歩道
 - ④ しらこばと団地内遊歩道上尾市場北側横断歩道
 - ⑤ 上尾市場東側遊歩道南側出口
 - ⑥ ファミリーマート上尾西門前店前交差点
 - ⑦ 芝川第一学童前交差点
 - ⑧ 市道西門前緑丘線・こうしん山公園北側横断歩道
 - ⑨ 学校西側芝川上道路交差点
 - ⑩ 市道西門前緑丘線・ロータリーパレス東側交差点
 - ⑪ 村益材木店前交差点
 - ⑫ 芝川上道路 - 市道西門前緑丘線交差点
 - ⑬ 芝川上道路5差路交差点

- 24 ㊦ . 埼玉県 PTA 連合会保険制度
保険制度の概要 / 保険金をお支払いする事故事例 /



校章は、昭和50年4月、芝川小学校の開校時にPTAの図案募集により、応募された作品の中から決定されたものです。

制作者は、矢島義夫様と星野敏様。お二人の出品作を学校側でアレンジして現在の校章ができあがったそうです。

その後、平成19年3月に平成18年度卒業生の卒業記念品として、玄関前に校章を設置する運びとなり、再度制作者矢島義夫様に確認したところ、当初から「芝川」ではなく、「芝小」をイメージして制作されたとのこと。そこで、校章のデザインの「小」を強調するように手直しを行いました。

なお、校章の周りは、上尾市立の「上」をデザインしたものだそうです。



「PTA」って？



PTAは「Parent-Teacher Association」の略称です。文字通り「父母（親）と先生の会」ということで、親と先生と一緒に子どもたちのために活動するものです。

「子どもの健全な育成を図ること」を目的とした活動を行い、活動を通して互いに学び合い、自己を高めていく自主的な団体として位置づけられ、また、PTAは、社会教育法に規定された「社会教育団体」であり、**公共性をもった任意加入の団体**です。



近年の大きな社会変化の中で、子どもの教育は学校だけでなく社会全体で担うものであり、家庭の教育機能の充実、地域社会の教育力の向上、学校・家庭・地域の連携協力の必要性が強く認識されるようになり、地域の教育環境を改善したり充実したりするために、PTAは学校・家庭・地域社会の架け橋となる団体として活動しています。



芝川小学校PTAはどうなの？



芝川小学校PTAでは「会員相互間の協力並びに学校、家庭及び地域の連携を図ることにより、児童の健やかな成長を支援するとともに、学校教育の充実に寄与し、併せて、家庭教育の向上に資すること」を目的として「芝川小学校の子どもたちの成長を応援する」ために活動している団体で、主に次のような事業を実施しています。

（児童の活動支援） 学校美化活動・ベルマーク活動・リサイクル活動

（児童の安全確保対策） 通学班編成・旗当番・こども110番の家事業・防犯パトロール

PTAは任意に設立されたボランティア活動の団体なので、私たち芝川小PTAの活動も保護者相互の支え合う気持ちや助け合う気持ちがあって成り立つものです。

PTA活動に対する理解を深めていただくためにも、私たちPTA本部が中心となって、活動しやすく、支え合って活動できる環境づくりを進めるとともに、PTA活動の趣旨や事業の内容等について書面など利用して丁寧に説明していかなければならないと感じ現在活動しています。

昨今は、「PTA」から発展した「PTCA」という言葉がありますが、これは、PTAに「Community（地域住民）」が加わった組織のことです。幸いなことに、芝川小学校は本当に多くの地域の皆様から温かいご支援をいただいております。地域の皆様には、子どもたちの登下校の際に雨の日も夏の炎天下でも、緑色の防犯ベストを着用して、子どもたちが元気に安全に登下校することができるように見守っていただいております。今後も地域住民の皆様のお力添えをいただきながら、学校、家庭、地域の三者が一体となって子どもたちの成長を支援しています。

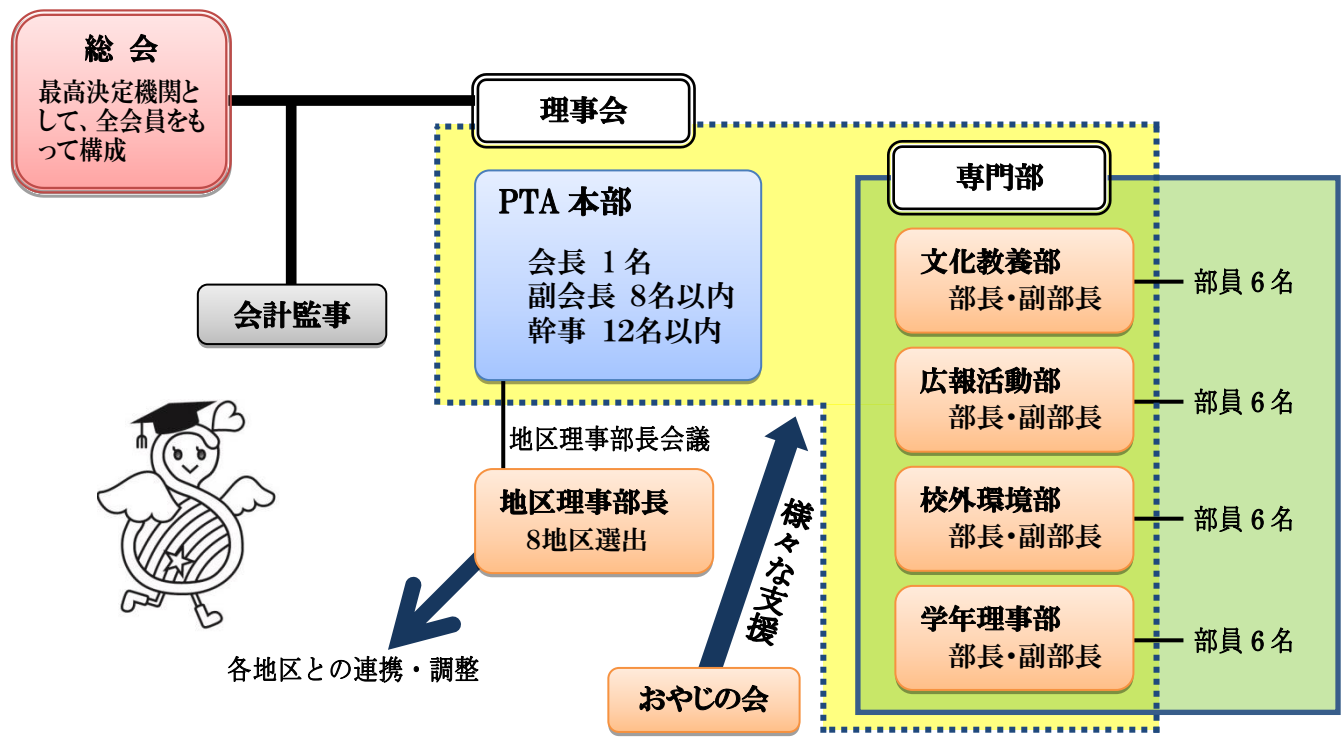
芝川小学校PTAでは、次のスローガンを掲げて、活動を進めています。

支え合い、思いやりの心を持ち、子どもたちを応援しよう

～ できる時に できる人が できることを ～

芝川小保護者の全員が、気持ち良く、楽しみながらPTA活動に携わり、そしてその活動が子どもたちの笑顔につながればと思い活動しています。

芝川小学校PTAの組織



総会

総会では、前年度の事業及び決算の承認、事業計画の決定、予算の決定、会則の改廃、役員承認、その他必要と認められる重要事項の決定をします。(令和5年度より書面による決議)

会計監事

会計監事は、選考委員会の選考により総会での承認を経て2名で構成されます。役割としては、本部や専門部において予算が適正に執行されているか監査を行い、その結果を会員に報告することになります。会計監査では、はじめに支払い請求書・会長の承認・領収書があるか、帳簿への記入もれはないか、支払いの手続きは適正かなどを調べます。次に金額の計算・現金預金の残高に誤りはないか、項目ごとの収支は適正に処理されているかなど、会費が予算に基づいて適切に支出されているかを調査・確認します。そして総会において監査結果を報告します。

なお、会計監査に欠員が生じた場合には保護者の皆様に文書を発出し、ご協力いただける方を募集いたします。



PTA 会費



1家庭につき月額300円（年額3,600円）です。会費については、6月上旬に給食費と同じ口座から年会費として3,600円を口座振替させていただきます（口座振替の際は事前に通知します）。なお、年度の途中で転校があった場合には、本校に在籍した月数に応じて会費のご負担をお願いしています（芝川小から転校した場合には返金いたします。）。

また、特別の事情（会員が天災その他不慮の災害を受けたため会費の納入が困難となった場合や世帯が生活保護世帯に該当する場合等）があると理事会が認めた場合、会費を免除しています。

PTA本部といたしましては、お預かりした大切な会費の適切な執行に努めてまいります。



活動協力の基本的なお願い



芝川小学校 PTA では、本校に通うすべての児童が安心安全に、そして元気に楽しく学校生活を送ることができるよう、PTA 活動への保護者の皆様からのご協力について3つの基本的なお願いをしています。



学校美化活動に親子で
ご協力



1家庭につき1回の 事業・行事等へのご協力をお願いします

〔役員在籍年度を除く毎年度〕
その都度、さくら連絡網でボランティア募集を行いますので、ご協力をお願いします。

※詳細は4ページをご覧ください



広報活動部の役員さん
取材活動中



各児童の在籍期間中1回の 専門部役員として活動のご協力をお願いします

※詳細は5～6ページをご覧ください



子どもたちの安全のため
順番で旗当番



児童登校時の各地区における 旗振り当番へのご協力をお願いします

※詳細は17～23ページをご覧ください



ご協力をお願いしている事業



その都度さくら連絡網にてボランティア募集を行いますのでご協力お願いします。

年度によって、ご協力をお願いする行事や人数に変更がありますが、令和5年度におけるご協力をお願いいたしました行事等は、次のとおりです。

事業名		日時	募集人数	ご協力の内容
校庭整備		5月20日(土) 8:30-10:30	40名程度	学校敷地内の除草
ベルマークと リサイクル活動		年5回程度 9:30-12:00	12~14名程度	ベルマーク集計作業
上尾・伊奈地区保護司会主催 「社会を明るくする運動」上 平地区ミニ集会		7月22日(土) 13:30-16:00 上平公民館	8~10名	
上平地区会議 青少年健全育成啓発講演会		未実施	10名	
上尾市教育委員会主催 青少年健全育成地域の集		11月22日(水) 13:30- 上尾市コミュニティセン ター	2名	
講演会 出席	上尾市青少年育成連合会主催 青少年健全育成推進大	11月25日(土) 13:00- 上尾市コミュニティセンタ ー	10名	
	上尾市主催 デートDV 予防セミナー	未定	2名	
	上尾市・上尾市教育委員会共催 あげおヒューマンライ ツミーティング21	12月2日(土) 12:00- 上平公民館	8名程度	
	上尾市青少年育成連合会主催 ぐるっとくんクリーン作 戦	12月9日(土) 8:30-11:00 上平地区内(上平中学校集 合)	5名	

(※) 令和2年度以降においてはコロナ感染症拡大の影響により中止や不確定の事業が多いためアンケート依頼は行っておりません。

(※) 上記事業は例年ほぼ同時期に開催されていますが、社会状況等により中止となる場合もあります

活動協力の基本的なお願い



各児童の在籍期間中1回の 専門部役員として活動のご協力をお願いします

(役員等経験による処遇)

第11条 専門部部員の選出に当たっては、次の表の左欄に掲げる過去の役員等の経験に応じ、同表の右欄に掲げる児童に係る専門部部員を経験したものとみなす。ただし、立候補することを妨げるものではない。

会長、副会長、幹事の2年経験者（事情により中途に就任した者で、1年以上の任期を終えた者）	兄弟姉妹関係全員
会長、副会長、幹事の1年経験者	当該児童を含む2人
会計監事の2年経験者	当該児童を含む2人
会計監事の1年経験者	当該児童1人
専門部正副部長の1年経験者	当該児童1人
地区理事部長の1年経験者	当該児童1人

2 前項の表の左欄に掲げる役員等を経験した者の在住地区における地区役員の免除の基準については、当該地区の基準によるものとする。

✦ 本部役員（保護者代表副会長・幹事）

活動人数は？

副会長7名（保護者代表6名・教頭）、幹事9名（保護者代表8名・教務主任）の16名で活動しています。保護者代表は、1年目に幹事として、2年目に副会長（会計担当は2年目も幹事）としてご協力をいただきます。

選出の方法は？

10月～11月に、次年度における本部役員と専門部役員の立候補を募る用紙をお配りいたします。その結果を受け、「本部役員候補者選出委員会」で協議し、その後内定となります。正式な活動開始は5月の定期総会後からとなりますが、定期総会の打ち合わせと顔合わせのため、定期総会前に2回ほどお集まりいただきます。

✦ 専門部役員（文化教養部・広報活動部・校外環境部・学年理事部）

活動人数は？

文化教養部	各学年に1名	計6名
広報活動部	〃	計6名
校外環境部	〃	計6名
学年理事部	〃	計6名
		合計24名

*令和5年度は、各学年に1名の各部計6名、合計24名で活動しています。

定数の特例・選出数の調整

各専門部の役員定数は上記のとおり24名ですが、特別な事情がある場合には次の2つの特例的措置を講じることができるようにしています。

● 各専門部役員の特例

⇒専門部部員は各学年から1名選出する。

ただし、役員の対象者となる人数、会務の増減等、年度内に限り生じる要因を勘案した結果、専門部役員の数を増減する必要がある場合には、理事会に諮り、当該年度内に限り、定数を増減することができるものとし、その結果を会員に通知しなければならないものとする。

● 学年間の選出数の調整

⇒PTAでは、在校期間中1児童につき1回の専門部部員への活動協力を協力をお願いしているところである。役員は学年や学級毎に選出はしているものの、PTAは学校全体で組織されているものであり、将来的な役員就任人数や在籍児童数を予測しながら、学年という垣根を越えて、保護者同士が支え合って活動していきたいと考えている。ついては、2回目の専門部役員を選出を回避する場合に限り、学年毎に選出すべき専門部役員の数を学年間で調整することができるものとする。この場合においては、理事会に諮り決定するものとし、その結果を会員に通知しなければならないものとする。

選出の方法は？

*令和5年度は、10月に次年度における本部役員と専門部役員の出候補を募るお便りを、新一年生はさくら連絡網にて配信し、学年理事部協力のもと専門部役員の出選を行いました。

選出対象者からの除外

芝川小全児童の安心安全、健やかな成長を支援してくためにも、広く多くの保護者にご協力をお願いしていますが、PTA活動はボランティアの活動です。このことを踏まえ、ご協力が難しい家庭事情がある方に強制的に役員を押し付けることがないように、役員の出選に当たってその対象から除外する基準を設けています。ただし、出候補することを妨げるものではありません。

(出選対象の基準)

第12条 第7条第2項及び第10条第6項に定めるもののほか、専門部正副部長及び専門部員の出選に当たって、就任する年度内において、次の各号に掲げる理由に該当するものは、専門部正副部長及び専門部員の出選から除外する。ただし、出候補することを妨げるものではない。

- (1) 会長及び本部役員の出候補者となっている者
- (2) 地区における子ども会保護者会代表
- (3) 妊娠している者
- (4) 未就園児がいる者
- (5) 家庭内に在宅で介護を要する者がある者
- (6) 疾病により療養を要する者
- (7) その他役員に就任できない特別な理由がある者



いつも集まっているようで大変そう！

週1回火曜日が活動日ですが、お休みもあります！

まだ小さい子がいるのだけど...

幼稚園のお迎えや行事優先。
低学年生の下校に合わせて帰宅出来ます。



芝川小のキャラクター しばピーナを紹介します



平成 24 年に、「芝川小学校のキャラクターを作ろう！」という、当時の本多久男校長先生の発案で児童に対して、キャラクターの募集をしました。たくさんの児童からの応募がありましたが、厳正なる先生方の審査を経て採用されたデザインが、当時 3 年生に在籍していた木村栞さんのデザインです。

「芝川小のキャラクター募集」があったとき わたしは 3 年生でした。おもしろそうだなとは思っていたけれど、はじめは応募するつもりはありませんでした。でも、担任の新井先生から「みんなで応募するよ。宿題ね。」と話があり提出しなければならなくなってしまいました。

応募用紙に「芝」や「し」とか書いてみても何も浮かばず困っていると、お母さんが「じゃあ S は？」と言いました。「S かぁ」と S をかいてじーっと見ながらラクガキのように顔を描いてみると 少しずつ浮かんできたのを覚えています。そして、星、ハート、つばさをつけて みんなの輝き、優しい気持ち、羽ばたく様子をイメージしました。そして校歌の 3 番にある虹を描きいれました。何とか宿題を提出できて ホッとしました。

しばらくして、新井先生から「木村さんおめでとう。キャラクターが選ばれましたよ。」と言われてびっくりしました。嬉しさよりも驚きでした。

そのあと 名前の応募があり、「しばピーナ」という かわいい名前をつけてもらいました。先生方に手直しをしていただき、今のしばピーナが完成したときは、とっても嬉しかったです。

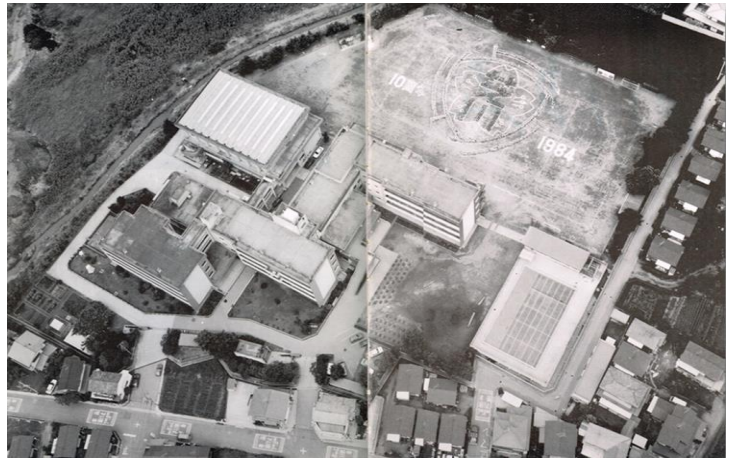
これからもずっと 芝川小のみんなに親しんでもらえたら嬉しいです。どうぞよろしくお願いします。

平成 27 年度卒業生 木村 栞



開校当時の芝川小

昭和50年度



昭和59年度（創立10周年）



平成6年度（創立20周年）



平成16年度（創立30周年）

開校当時、学校周辺は緑が多く、現在では暗渠となり見えない芝川の流れも見ることができました。

当時通学していた児童が現在では保護者としてPTAに参加しており、昔、遊んでいた芝川に落ちた思い出を話してくれます。

現在は区画整理が完了し、きれいな街並みに変化したことが見てわかります。現在、PAPAがある場所は、昔、プリンス公園と呼ばれる公園で、野球場がありました。



平成26年度（創立40周年）

文化教養部



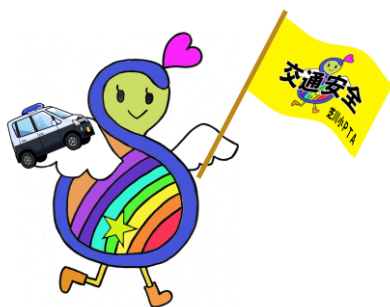
- ・ベルマークの集計作業、リサイクル活動
- ・ベルマーク大会(講習)、その他講習への参加
- ・市 PTA 連合家庭教育部会への参加
- ・給食試食会の開催 など

広報活動部



- ・『先生紹介号』発行
- ・各講演会出席協力
- ・学校美化の協力
- ・市 PTA 連合会広報部会への参加 など

校外環境部



- ・青色防犯パトロールカーの運行
- ・夏休み、冬休みの防犯パトロール
- ・学校美化の協力
- ・市 PTA 連合会校外環境部会への参加 など

学年理事部



- ・年間行事お手伝いの調整(ボランティア募集)
- ・各講演会出席協力
- ・専門部役員の選出に関すること
- ・学校美化の協力 など

地区理事 仕事は？

芝川小学校通学区の8つの地区（16ページを参照願います）において、次のような仕事にご協力をお願いします。

- ・児童の通学班編成（新年度当初・転入出時）
- ・新1年生のお迎え当番表の作成
- ・地区内の旗当番表などの作成
- ・こども110番の家に関すること
- ・地区理事部長会議の出席（年4回）
- ・その他地区に関すること

学校に集まるのは？ 学校に集まるのは、地区理事部長会議（3月・6月・11月・1月の火曜日の午前中）となりますが、旗当番表文書の印刷時や受け渡し時には来校する必要があります。その他、地区内の子供会の会議に参加している地区もあります。

おやじの会

P T Aの役員ではありませんが、P T A活動にご協力をいただいているので、ご紹介します。「おやじの会」は、上尾市においては33のすべての学校に組織されておりまして、芝川小学校においては、現在、20名の仲間が登録され、活動をしています。

おやじの会の活動は、子どもたちが過ごす学校に関係することのお手伝いが中心で、プール清掃、市民駅伝競走の手伝い・参加、通学路の除雪などを行っています。まだまだ、活動すべきことがあるかもしれませんが、できることから少しずつ始めている状況です。

また、おやじの会の活動は、子どもたちとの関わりを持つだけではなく、保護者同士が気楽にお話しすることができる一つの機会として、地域における仲間づくりにもつながるものと考えています。現在のメンバーも、活動を通じて、この会に入らなければ知り合うこともなかった人と出会い、この地域での知り合いが増え、時には、メンバー同士懇親を深めています。

入退会は本人の自由で、活動可能な時間に参加していたければ結構です。もちろん、入会金や年会費等はありません。新たに「おやじの会」にご協力をいただける方につきましては、下記の登録方法にてメールをいただければ幸いです。どうぞ、よろしく願いいたします。

○登録方法 次の事項をご記載いただき、メール送信をお願いします。

- | | | |
|----------|-------------|---------|
| 1 児童クラス | 2 児童氏名 | 3 保護者氏名 |
| 4 携帯電話番号 | 5 携帯メールアドレス | |

<送信先> shibakawa.oyaji@gmail.com





登下校の班編成と方法



○芝川小学校における登下校につきましては、次のように実施しています。

登校時：1年生から6年生までの近隣児童で、1班10名以内で通学班を編成して登校
下校時：1・2年生は学年毎の近隣児童で班編成をして下校（新1年生は5月初めから実施）
3～6年生は班編成をせずに下校

〔新1年生について、入学式翌日から5月初めまでの間は、児童が班による下校に慣れるとともに、下校時の安全を確保するため、新1年生保護者の皆様に交代で、学校から各地区までの付き添いのご協力をお願いしています。（学童保育所入所児童の保護者は対象外）。〕

○登校班は、本校 PTA 役員である各地区に置かれている「地区理事部長」が編成しています。

○新年度の登校班の集合時間・場所・通学路等の詳細は、3月末日までに、各地区理事部長から連絡します。

（登校時）

○集団登校となりますので、**時間厳守** をお願いします。集合時間に遅れた場合は、各保護者が責任を持って登校させてください。（自動車で送迎の場合、学校正門周辺はスクールゾーンに指定されています。道路標識に従って進行し、学校敷地内で降車させてください。詳細は 13 ページを参照願います。）

○通学班での登校が難しい場合（一列で安全に歩けない・お友達とケンカをする等）は、保護者の方に通学補助をお願いする場合があります。

○登校時においては、児童の安全確保のために、保護者による旗当番をお願いしています。基本的には、旗当番の場所を通過する児童の保護者が順番で対応しています。所属する地区理事部長から当番表が配付されますので、ご協力をお願いします。（旗当番位置、時間等は 18 ページから 23 ページを参照願います。）

○また、保護者による旗当番のほか、地域の皆様が、毎日、ボランティアとして立哨活動をしていただいております。



朝の車送迎

学校周辺のスクールゾーンについて



学校周辺道路は、登下校の安全確保のため、自転車歩行者専用道路（スクールゾーン）に指定されています。児童の送迎など、登下校時に自動車を利用して来校する場合は、下の地図のとおり、指定された道路を徐行して通行するよう、お願いします。

また、芝川上道路に停車し児童が降車していることがありますが、正門に最も近い芝川上道路付近はカーブになっていて見通しが悪くなっています。駐停車により事故発生の危険もありますので、指定された道路を徐行して通行し、学校駐車場入口付近に停車して、児童を降車させていただきますようお願いいたします。



（下校時）

- 1・2年生の下校は、同学年で同じ地区（帰宅の方向が同じ）の児童で編成された班での下校となります。
- 下校時における児童の安全確保についても、地域の皆様がボランティアとして立哨活動をしていただいております。夏の炎天下の日も、冬の雪降る日も、毎日、子供たちを見守っていただいております。見かけたときには、感謝の気持ちを言葉として伝えていただければと思います。

【 1年生入学時 】

- ◆下校班は、近隣の児童で編成します。
- ◆入学式翌日から5月始めまでの間は、児童の安全確保のため、数名の保護者の付き添いのもとに、地区ごとに下校します。保護者の皆様の「お迎え当番」へのご協力をよろしくお願いいたします。当番表は、3月末日までに、地区理事長から配付いたします。
- ◆お迎え当番の保護者は、地区理事長が作成した名簿により児童の点呼を行い、人数を確認して整列させて下校します。
- ◆5月以降は、児童だけで下校することとなります。特別な場合を除いて、保護者が荷物を持つなど、必要以上の補助はしないでください。
- ◆なお、学童保育所を利用する児童は、お迎え当番が付き添う班の編成には入らず、当該児童の保護者の方は、「お迎え当番」のご協力もございません。しかし、学童保育所を利用しない児童がお迎え当番実施の期間に、学童保育所へ登所せずに自宅へ帰宅する日については、お迎え当番が付き添う班での帰宅はできません。必ず保護者が責任を持って迎えに来ていただきますよう、お願いします。

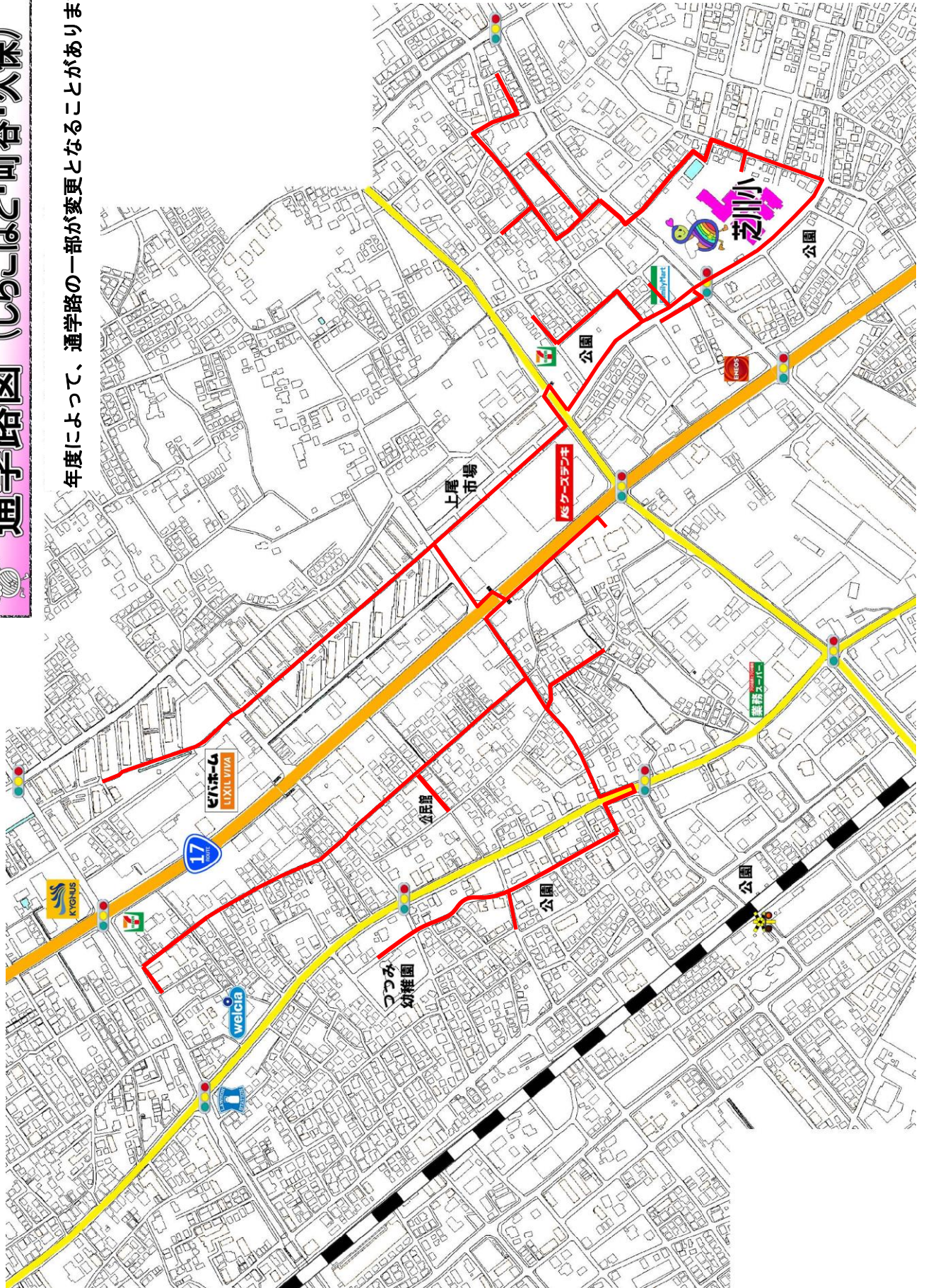
（転出入・学区内移動）

- 転居が決まった際には、速やかに学校（048-773-2560）及び 地区理事長 に連絡をお願いします。

通学路図 (しらこばと・町谷・久保)

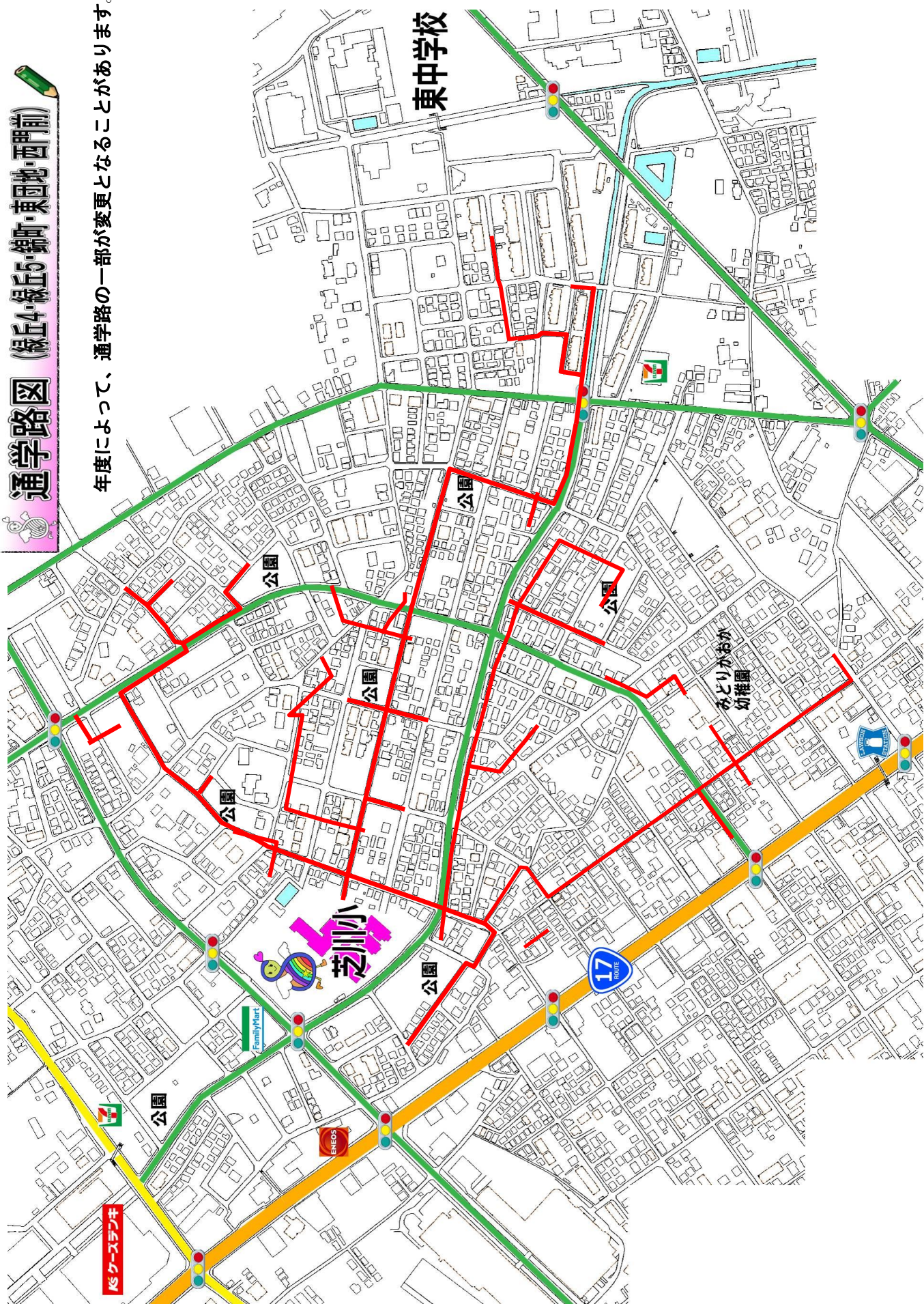


年度によって、通学路の一部が変更となることがあります。



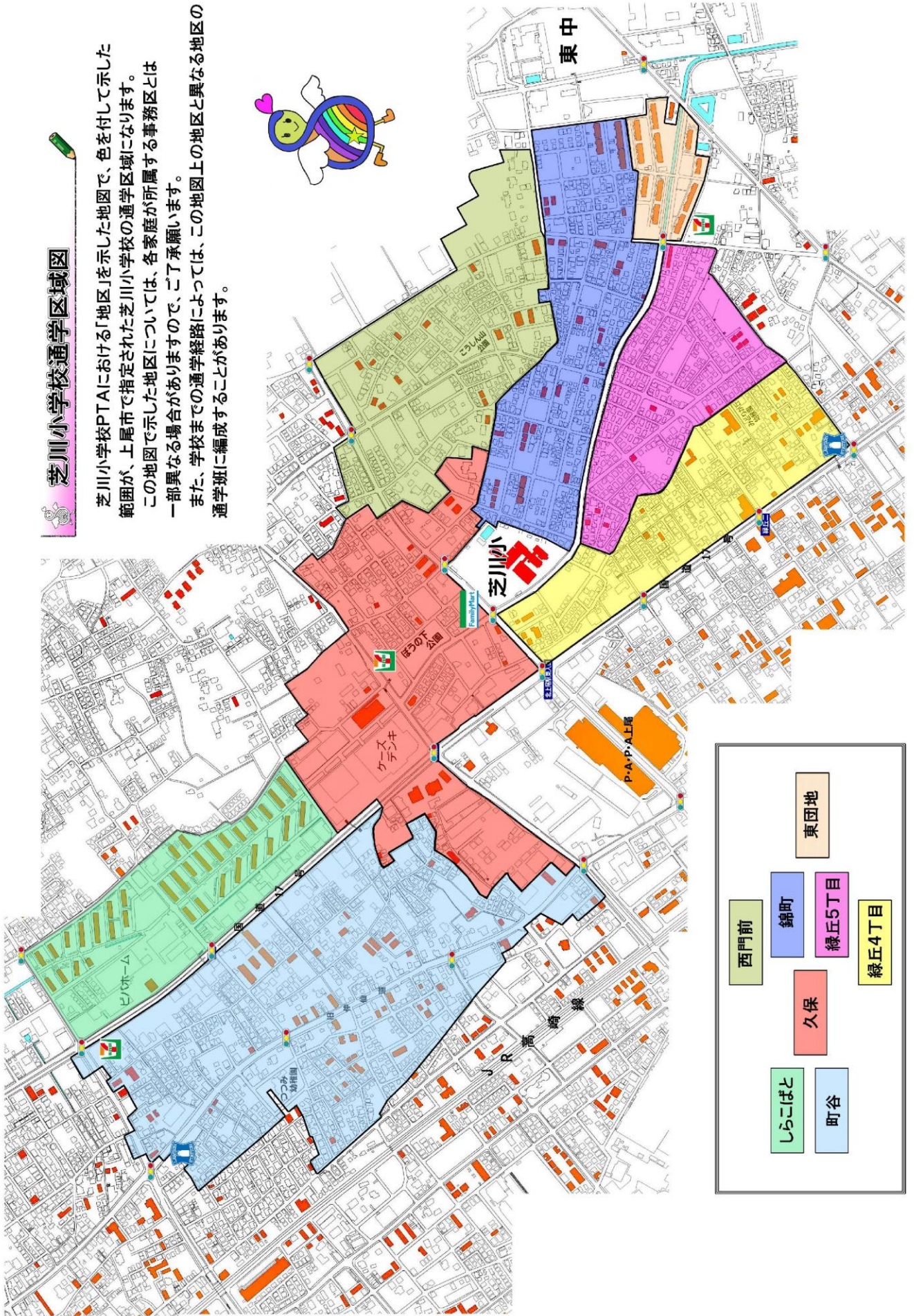
通学路図 (緑丘4・緑丘5・錦町・東団地・西門前)

年度によって、通学路の一部が変更となることがあります。



芝川小学校通学区区域図

芝川小学校PTAにおける「地区」を示した地図で、色を付して示した範囲が、上尾市で指定された芝川小学校の通学区域になります。この地図で示した地区については、各家庭が所属する事務区とは一部異なる場合がありますので、ご了承ください。また、学校までの通学経路によっては、この地図上の地区と異なる地区の通学班に編成することがあります。



西門前	錦町	東団地
しらかばと	久保	緑丘5丁目
町谷		緑丘4丁目

登校時の旗当番

登校時の旗当番位置図です。
 ● 囲み数字が、旗当番を実施している場所です。
 詳細は、次ページ以降に記載しています。



芝川小学校では、登校時の児童の安全を確保するため、学区内12か所で児童の道路横断を補助する「旗当番」のご協力をお願いしています。場所ごとの担当は、お子様の通学班が通過する場所の保護者の皆様が順番にお願いしています。

旗などは、地区によって異なる場合がありますが、事前に予定表が配布され、前日に黄色い旗が回ってきます。

通学区域内では、毎朝、毎夕、たくさんのスクールガードの皆様が危険箇所等で立哨していただいておりますので、保護者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

※③は現在、旗当番は行っていません。



登校時の旗当番



①カトリック上尾教会前交差点 【担当：町谷地区】

時 間：7時25分～7時35分

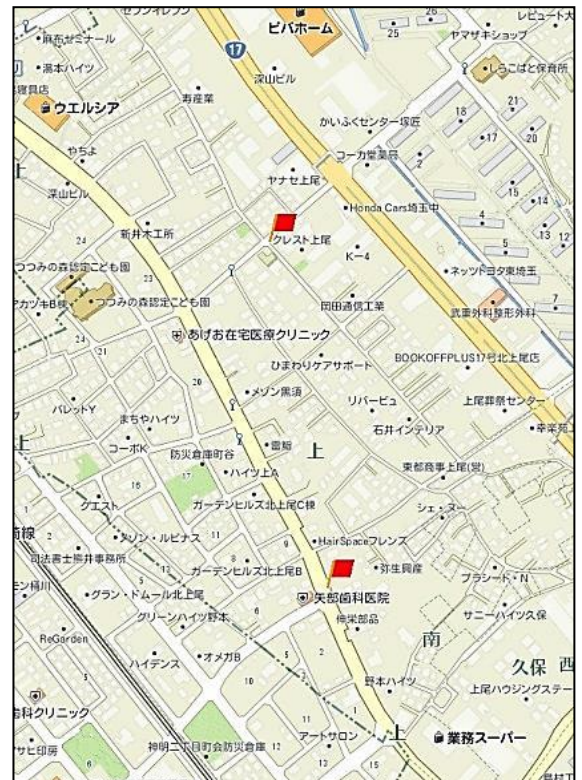
当番対象：つつみ幼稚園東側の旧中仙道手押し信号交差点と国道17号を接続する市道より北側で、旧中仙道と国道17号の間の地域に集合する児童の保護者

人 数：児童登校日のうち月曜・水曜・金曜の週3回、各日1人

当番頻度：約1か月に1回程度

この場所には、スクールガードさんも立哨してくれています。保護者は週3回（月曜・水曜・金曜）立哨します。

注意事項：信号機のない交差点です。周辺はスクールゾーンに指定されていますが、旧中仙道と国道を17号の間の抜け道として自動車の通行量が多くありますので、自動車の通行に注意して、児童を横断させてください。



②旧中山道矢部歯科医院前交差点 【担当：町谷地区】

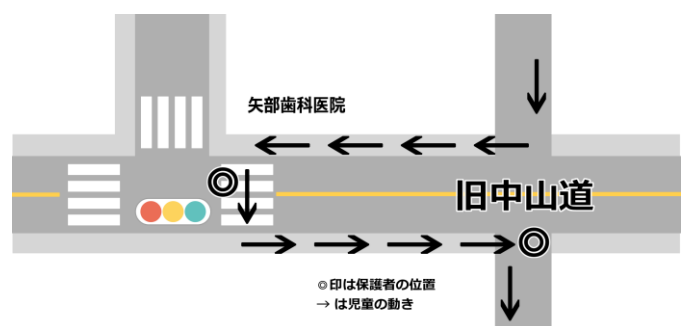
時 間：7時25分～7時35分

当番対象：町谷西地区（旧中山道西側の地域）に集合する児童の保護者

人 数：児童登校日 2人

当番頻度：約1か月に1回程度

注意事項：青信号の時間は短いです。点滅し始めたら、班の途中でも切り、反対側で待たせてください。踏切方面から来る自動車等が左折する際には注意してください。斜め横断はしないよう、ご家庭よりご指導お願いします。また、歩道内の自転車、歩行者にも注意するよう、ご指導お願いします。



③しらこぼと団地内遊歩道ビバホーム南側入口前横断歩道 【担当：しらこぼと地区】

現在、旗当番は行っていません。

④しらこぼと団地内遊歩道上尾市場北側横断歩道 【担当：しらこぼと地区】

時 間：7時35分～7時40分

当番対象：しらこぼと団地地区児童の保護者

人 数：児童登校日 1人

当番頻度：約1か月に2回程度

注意事項：団地内遊歩道と上尾市場西側の遊歩道を接続する横断歩道を児童が横断します。遊歩道出口に車止めが設置されていますが、すぐに道路になっていて、道路からは樹木などで、自動車の運転手からは死角になっています。道路への飛び出しなどに注意して、横断させてください。



⑤上尾市場東側遊歩道南側出口 【担当：町谷地区・久保地区】

時 間：7時35分～7時50分

当番対象：町谷地区、久保地区のうち国道17号以西の地域に集合する児童の保護者

人 数：児童登校日 1人

当番頻度：年間に約2回程度

注意事項：上尾市場とケーズデンキの間にある芝川暗渠上の遊歩道を児童は登校してきます。南側出口は歩道となっており、高校生の通学時間とも重なって



いて、東に向かっての歩行者と自転車が多く、又市場に出入りする自動車と自転車も通行します。児童の接触がないように注意して、誘導してください。

⑥ファミリーマート西門前店前交差点 【担当：しらこぼと地区・町谷地区・久保地区】

時間：7時40分～7時55分

当番対象：しらこぼと地区、町谷地区、久保地区のうち国道17号以西の地域に集合する児童の保護者

人数：児童登校日に2人。この場所には、交通安全指導員さんが毎日立哨してくれています。

当番頻度：学期に1回程度

注意事項：国道17号線や北上尾駅につながる市道緑丘南線は、自動車や自転車の往来が多い道路です。交差点横断の際の安全確保は、交通安全指導員さん（★の位置）が行ってくれますので、保護者の1人はファミリーマートの駐車場出入口（◎の位置）に立ち、児童と自動車の誘導をお願いします。他の保護者は、芝川小側歩道（◎の位置）に立ち、歩道を往来する自動車や歩行者と児童の誘導をお願いします。



⑦芝川第一学童前交差点 【担当：久保地区】

時間：7時45分～8時00分

当番対象：久保地区のうち、上平中央2丁目の地域に集合する児童の保護者

人数：児童登校日1人

当番頻度：約1か月に1回程度

注意事項：⑥ファミリーマート前同様に、自動車や自転車の往来が多い道路です。児童は、この交差点で道路を2回横断します。一度横断させた後（写真1）、並んで待機させて（写真3中央付近）、歩行者用信号が青になり次第、芝川第一学童方面に横断する（写真2）ように誘導してください。



⑧市道西門前緑丘線・こうしん山公園北側横断歩道 【担当：西門前地区】

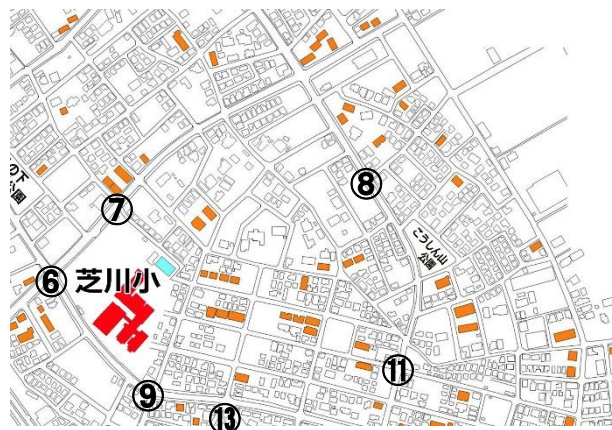
時 間：7時45分～7時55分

当番対象：西門前地区のうち、上平中央3丁目の地域でこうしん山公園より以北の地域に集合する児童の保護者

人 数：児童登校日 2人

当番頻度：約1か月に2回程度

注意事項：区画整理された地内で幅員も比較的広く、スピードを出した自動車も多く往來します。また、市道西門前緑丘線から上平公園方面への抜け道として右左折する自動車もあります。自動車の通行を確認して、児童を誘導してください。



⑨学校西側芝川上道路交差点 【担当：緑丘4丁目地区・緑丘5丁目地区】

時 間：7時45分～8時00分

当番対象：緑丘4丁目の一部、緑丘5丁目全世帯

人 数：児童登校日 それぞれの地区から各1人

当番頻度：緑丘4丁目：約1か月半に1回程度

緑丘5丁目：約2か月に1回程度

注意事項：児童が横断する道路は芝川上道路で、自動車、自転車の交通量がともに多い交差点です。横断歩道がありますが、横断歩道付近はカーブとなっていて、運転手からの見通しが悪いです。スクールガードの方が毎日立哨してくれていますので、連携しながら、保護者2人で、横断歩道を安全に渡らせるように、誘導してください。



⑩市道西門前緑丘線・ロータリーパレス東側交差点 【担当：緑丘4丁目地区】

時 間：7時40分～7時55分

当番対象：緑丘4丁目の一部

人 数：児童登校日 1人

当番頻度：約1か月半に1回程度

注意事項：国道17号線と県道上尾久喜線を接続する市道西門前緑丘線は、自動車の往来が多い道路です。左右の安全を確認して、児童を横断させてください。



⑪村益材木店前交差点 【担当：西門前地区、錦町地区、東団地地区】

時 間：7時45分～8時00分

当番対象：当該交差点を通過する通学班に属する児童の世帯

人 数：児童登校日 2人

頻 度：約1か月半に1回程度

注意事項：この場所には、毎日スクールガードさんが立哨してくれています。学校へ向かう錦町内の直線道路ですが、市道西門前緑丘線との交差点は、横断歩道が整備されていません。安全を確認して、児童を横断させるように誘導してください。



⑫芝川上道路-市道緑丘西門前線交差点 【担当：緑丘5丁目地区】

時 間：7時45分～8時00分

当番対象：緑丘5丁目全世帯（⑩か⑬のどちらかを選択）

人 数：児童登校日 1人

当番頻度：約1か月に1回程度

注意事項：芝川上道路と市道西門前緑丘線の主要道路が交差する交差点ですが、信号機は設置されていません。緑丘5丁目地内で集合した児童は、芝川上道路の緑丘5丁目側歩道を学校に向かって通学します。市道西門前緑丘線を横断する際に、自動車等の往来を確認して、児童の横断を誘導してください。



⑬芝川上道路 5 差路交差点【担当：緑丘5丁目地区】

時 間：7時50分～8時00分

当番対象：緑丘5丁目全世帯（⑫か⑬のどちらかを選択）

人 数：児童登校日 1人

当番頻度：約1か月に1回程度

注意事項：児童は、⑫の交差点を横断し、芝川上道路歩道を登校してきます。5差路付近では2つの道路を横断しますので、自動車や自転車の往来を確認して、児童が安全に横断するように誘導してください。



登下校時の安全確保については、保護者の皆様には、旗当番の他、下校時の見守りや登校班に付き添っていただくなど、ご家庭でのさまざまな事情がある中、ご協力をいただき、ありがとうございます。そして、スクールガードの皆様にも、PTAの活動と並行して、ボランティアとして、雨や雪降る日も炎天下の日も、危険箇所を立て子どもたちの安全を見守っていただいております。下校時の見守りでは、日によっては猛暑の中、2時間見守っていただくこともあるようです。

昨今、全国的に児童生徒への声掛け事案が増加しています。学校や家庭では、事件に巻き込まれないように教育を施し、対策しているところではありますが、たとえ短い時間、短い距離であっても、児童生徒がひとりになることのないように、地域の環境を整えることも重要であり、このような中、スクールガードの皆様には、大変大きな役割をボランティアとして担っていただいているのが実状です。

登下校中に児童が、万が一、事故により怪我をしたとき、通常の経路・方法による通学の場合には、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用になりますが、これはあくまでも保険適用の話であり、その責任の所在は、自動車の運転手などの加害者と児童の親権者である保護者によるものとなります。ボランティアのスクールガードの皆様には、責任が及ぶことがないことには、ご理解願います。

日頃からお世話になっているスクールガードの皆様にとって、子どもたちからの言葉一つひとつが、スクールガードの皆様の活力になっているとも伺っております。日頃からの感謝の気持ちを言葉として贈るよう、お子様に対してご家庭でもお話しいただくとともに、保護者の皆様におかれましても、感謝の気持ちを声にしてスクールガードの皆様にお掛けいただければと思います。



通学路の旗当番

防犯ベスト着用

のご協力をお願いします。

毎日の登校時における旗当番のご協力ありがとうございます。

すでに実施いただいておりますが、旗当番のご協力の際に、防犯ベストの着用のご協力をお願いします。運転者へ視認性を高め、更なる注意を促すことで、児童と保護者の更なる安全確保を図るために行うものです。

一部地区は異なりますが、ベストは旗と一緒に回ってきますので、よろしくをお願いします。

*新型コロナウイルス感染症の流行により、防犯ベストの着用は保護者の皆様の判断にお任せしています。



埼玉県PTA連合会保険制度



芝川小学校 PTA では、埼玉県 PTA 連合会保険制度に加入しています。
加入している保険は、

- ①賠償責任保険（基本補償）
- ②障害保険（基本補償）
- ③賠償責任保険（オプション）

の3つの保険に加入しています。

①と②については、PTA の管理下、PTA 活動中のものが補償対象となりますが、③賠償責任保険（オプション）については、PTA の管理下、管理外を問わずに PTA 会員の児童生徒の学校管理下でない日常活動中に生じた事故に起因して児童生徒又はその法定監督義務者（親権者）が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償するものです。

なお、保険の加入は、年度単位での加入となり、保険期間は、毎年度4月1日午後4時から翌年の4月1日午後4時までとなります。また、補償の内容については、年度により変更となる場合がありますので、その際は、本部から通知を発出します。

埼玉県PTA連合会保険制度について(保険の概要)

埼玉県 P T A 連合会保険制度には、基本補償<①・②>とオプション<③>があります。

賠償責任保険：基本補償

事故報告書：様式Ⅲを使用

①PTA活動中の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTA管理下(*1)における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- PTA活動(*2)の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、貴PTAが負担する法律上の賠償責任
- PTA会員および児童・生徒が、日本国内において保管物(貴PTAが使用・管理する、第三者から借用したスポーツ用具等の財物をいいます。)を損壊・紛失し、または盗取されたことにより、貴PTAが負担する法律上の賠償責任

◆被保険者(補償を受けられることができる方)：貴PTA

◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAが開催したスポーツ大会で、テントの設置ミスにより、テントが突然倒れてきたため、見学人がケガをした。



PTA主催のテニス大会用にPTAが借りていたテニスラケットを、PTA会員が誤って破損した。



◆補償金額：

PTA活動に伴う賠償責任	対人・支払限度額	1名/1事故につき	1億円(免責金額なし)
	対物・支払限度額	1事故につき	1億円(免責金額なし)
保管物賠償責任・支払限度額		加害者1名につき	10万円 保険期間中 500万円 (1事故免責金額 5,000円)

*1「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において、「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。

*2「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則(名称は問いません)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

傷害保険：基本補償

<保険料はP7をご参照ください>

事故報告書：様式Ⅱを使用

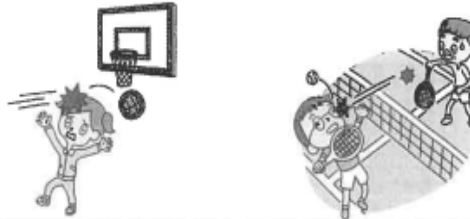
2 PTA活動中のケガの補償(PTA団体傷害保険)

日本国内において、保険の対象となる方がPTAの管理下でPTA行事(*1)に参加している間(*2)の「急激かつ偶然な外来の事故(*3)」により、保険の対象となる方がケガ(*4)をした場合に保険金をお支払いします。

- ◆保険の対象となる方(被保険者)：
- ①PTA会員およびその学校に通学する児童および生徒
 - ②PTA会員の同居のご親族(*5)
 - ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

- ◆保険金をお支払いする場合の例：

PTA主催のスポーツ大会で
ボールがあたってケガをした。



- ◆補償金額：
(保険金額)

死亡保険金 (後遺障害保険金)	250万円 (後遺障害に応じて10~250万円)
入院保険金日額	3,000円
手術保険金(*8)	(入院中以外の手術)1.5万円 (入院中の手術)3万円
通院保険金日額	2,000円

*1「PTA行事」とは、この保険の対象となるPTA行事は、日本国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。その他の行事については、保険金のお支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

*2 PTA行事の開催場所と住居の住居をいいます。

*3 日射・熱射による熱中症は補償の対象となりません。

*4 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガは保険金のお支払いの対象となりません。

*5 6親等以内の血族、配偶者(*6)または3親等以内の親族をいいます。

*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の事実を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思(*7)を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること

*7 個性上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたりに及ぼす意思をいいます。

*8 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

賠償責任保険：オプション

事故報告書：様式Ⅲを使用

3 学校の管理下でない児童・生徒の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTAの管理下・管理外を問わずに、PTA会員の児童・生徒の学校の管理下でない日常活動中に生じた事故に起因して児童・生徒またはその法定監督義務者(親権者・後見人)が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ◆被保険者(補償を受けることができる方)

貴PTA会員の児童・生徒および貴PTA会員の児童・生徒の親権者等の法定監督義務者

- ◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAの児童が、自転車で下校途中道がりの側で横から出てきた人につつかり、ケガをさせてしまった。



PTAの生徒が、小売店で商品を棚から落として壊してしまいました。



- ◆補償金額：
支払限度額 1事故につき(対人・対物共通)1億円(免責金額なし)
※累積支払なし

*他人から借用した保管箱等、被保険者が所有、使用または管理する財物の損傷について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任によって被る損害は、このオプション部分では保険金の対象とはなりませんのでご注意ください。

*学校の管理下(授業中・部活動中)の場合は、法律上性別に賠償責任は発生致しませんので、このオプション部分では保険金の対象とはなりませんのでご注意ください。

*スポーツ中の競争団士のケガやケガは対象とはなりません。

保険金をお支払いする 事故事例

■傷害保険：基本補償

- 1 PTA親子リクリエーションのドッチボール試合中、ボールを取ろうとした際に、床に指をついて負傷した。
- 2 PTAバレーボールの練習中、ジャンプして着地をした際に右足首を痛めた。
- 3 PTA競技の審判で立っているところに、走ってきた教員と接触、転倒した時に左腕を負傷した。
- 4 運動会のPTA共催種目「父母綱引き」参加時、左足で強く踏ん張った際に左ひざをひねってしまい負傷した。
- 5 PTA奉仕活動で正門近くの花壇で除草作業を行っていたところ、毛虫に刺され両腕と背中中に痒みと多数湿疹が出た。
- 6 PTA親子クリーン活動で草むしりをしていた時、異物が飛んで左目に入り、眼球を傷付けた。
- 7 PTA行事(親子お楽しみ会)参加時、同伴で来ていた幼児が体育館で遊んでいたところ、他の生徒と衝突しケガをした。
- 8 バザーの模擬店で熱湯が左手にかかり、火傷した。
- 9 PTA総会終了後、懇親会会場へ移動する際に足を滑らせ転倒し体を支えようとして左手をついたところ左肘を脱臼した
- 10 朝の登校時の交通立哨に自転車で行く途中、信号の無い交差点で右から直進してきた車と接触し転倒。

■賠償責任保険：基本補償

- 1 運動会で、借用テントが突風で飛ばされ破損した。
- 2 親子除草の時、草刈機で駐車場付近の花壇の周りを除草作業している際、飛び跳ねた石が駐車中の車に当たり損傷。
- 3 PTAの奉仕活動で掃除をしていたところ、掃除用具が教室の蛍光灯に当り破損させた。
- 4 資源回収の積み込み時、借りてきた車のバックモニター部分をトランクを開ける取っ手部分と間違えて引っ張り破損した。
- 5 PTA桜まつり会場で児童のけたボールが来賓の父母の顔に当たり、顔の打撲とメガネが破損した。

■賠償責任保険：オプション

- 1 昼休み中、校庭でサッカーボールで遊んでいたところ、通りかかった生徒のメガネに当たり破損させた。
- 2 休み時間中、教室で二人がふざけて遊んでいたところ、校庭側の窓ガラスに背中と肘が当たり、ガラスが破損した。
- 3 昼休み時間中に、ふざけて足を振り上げたところ、上履きが脱げ落ちて窓ガラスに当たってガラスが破損した。
- 4 学校休み時間中、トイレで置いてしまいガラス窓に手をつけてガラスを割ってしまった。
- 5 放課後に廊下を通りかかったところ、部活で楽器の移動をする為 廊下に出していた楽器に服が引っ掛かり倒れてしまった。
- 6 帰宅後、壁に向かってサッカーボールを投げたところ、ボールがバウンドして通行人の後頭部に当たる。
- 7 雨の中 自転車で下校途中、雨具着用で前方が見えなかった為に、店の前に駐車してあった軽自動車に接触した。
- 8 エビの駐車場に自転車を停めたところ倒れてしまい、駐車中の車の右前部ドアを傷付けてしまった。
- 9 休日に公園で野球をしていた所、打ったボールがフェンスを越えて走行してきた車両の左後部ドアに当たり損傷させた。
- 10 スキー教室にてホテル内廊下を移動中、背負っていたリュックが廊下の棚の花瓶に当たり落ちた。
- 11 お友達と犬の散歩中、犬が後ろにいることを知らずに後ずさりした時に、友人の犬の足を踏んで骨折させてしまった。
- 12 放課後 歩道橋を自転車で走行中の生徒が、歩道より車道に出ようとしたお相手自転車と接触した。(責任割合 75:25)
- 13 クラブ活動前の自由練習中の事故で、蹴ったサッカーボールが校舎のガラスを割ってしまった。
- 14 体育の授業中、生徒が教師の指導に従わずふざけていて、投げたボールが他生徒のメガネに当たり破損させた。

賠償責任保険の保険金をお支払いしない場合

- * 学校の管理下中の事故(授業中やクラブ活動中)の場合は、法律上生徒に賠償責任は発生しないため、保険金のお支払い対象となりません。ただし、生徒の過失が認められた部分は補償の対象となります。⑬・⑭
- * 生徒が学校やお友達から借りた財物の損傷は、生徒の管理下財物(所有・使用・管理している物)とみなされますのでお支払いの対象となりません。
- * スポーツの活動中の相手同士、およびケンカの場合は、ケガ・物の破損はお支払いの対象となりません。ただし、子ども同士のケンカで、子どもが幼く責任能力がない場合は、子ども供の親権者(被保険者)が賠償責任を負い、他の保険金をお支払いしない事由に該当しない限り、補償の対象となります。

もし事故が起こった時、損害賠償責任を負担するようなことが起こった時は、

芝川小学校PTA【048-773-2560(芝川小学校)】までご連絡ください。

上尾市立芝川小学校
PTA 活動ガイドブック



最終更新月：令和 6 年 1 月

発行：上尾市立芝川小学校 PTA
会長 久能木 哲太郎
編集：上尾市立芝川小学校 PTA 本部
住所 〒362-0008
埼玉県上尾市上平中央一丁目 8 番地 1
電話 048-773-2560 (学校)
E-Mail ageo.shibakawa.pta@gmail.com
